上川町の人事行政の運営等の状況

「上川町人事行政の運営等の状況の公開に関する条例」に基づき、職員の給料や職員数、勤務条件などの人事行政の運営等の状況について公表し、その公平性と透明性を高めることとします。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1)職員の退職及び採用の状況

令和5年度末職員数	令和6年度採用者数	令和6年度退職者数	令和7年度採用者数	令和7年4月職員数
132人	2人	6人	12人	139人

(2)部門別職員数の状況(各年4月1日現在)

2/部门列城員数仍依沈(各年4月1日現在)										
	区分		職員数(人)				対前年増減数(人)			
部門		令4	令5	令6	令7	令4	令5	令6	令7	
4 	議会	2	2	2	2	0	0	0	0	
福	総務	25	23	24	24	Δ1	△ 2	1	0	
一祉	税務	4	4	4	3	△ 2	0	0	Δ1	
一 段 行係	労働					0	0	0	0	
行を	農水	8	9	9	8	0	1	0	Δ1	
政除	商工	8	10	10	10	Δ1	2	0	0	
ζ ,	土木	12	11	9	9	0	Δ1	△ 2	0	
	小計	59	59	58	56	△ 4	0	Δ1	△ 2	
関 福	民生	17	18	17	23	2	1	Δ1	6	
係祉	衛生	9	9	9	8	1	0	0	Δ1	
IN III	小計	26	27	26	31	3	1	Δ1	5	
一般彳	宁 政職	85	86	84	87	Δ1	1	△ 2	3	
教		9	10	9	11	1	1	Δ1	2	
△ 公	病院	20	22	22	20	Δ1	2	0	△ 2	
会営	水道	3	2	2	3	Δ1	Δ1	0	1	
部企	下水道	2	3	3	3	Δ1	1	0	0	
計部門等	その他	14	13	14	15	1	Δ1	1	1	
	小計	39	40	41	41	△ 2	1	1	0	
総合	計	133	136	134	139	△ 2	3	△ 2	5	

^{*}部門別職員数には、町長、副町長、教育長は含まれません。

2 職員の給与の状況

(1)人件費の状況(普通会計決算)

(1)人件貨の认流(音通芸計送昇)							
	区分	住民基本台帳人口	歳出額	実質収支	人件費	人件費率	(参考)	
	스기	(令和6年度末)	Α		В	B/A	(令和5年度の人件費率)	
	令和6年度	3,034人	6,156,402千円	274,862千円	1,007,115千円	16.4%	17.0%	

^{*}人件費は、議会議員や非常勤特別職の報酬、町長等の特別職給与及び職員給与・退職手当組合負担金などが含まれます。

(2)職員給与費の状況(普通会計予算)

١.	- / 収 只 们	ナ貝ツバル(日	四五日	J' JT /					
	区分	職員数			給 与	- 費			一人当たり給与費
	区刀	Α	給	料	職員手当	期末·勤勉手当	計	В	B/A
	令和7年度	105人	384,8	95千円	81,053千円	155,580千円	621,528千	円	5,919千円

(3)職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和7年4月1日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
上川町	38.1歳	314,294円	374,553円
上川町	30.1 成	314,294	344,460円
国	41.9歳	332,237円	414,480円

(注)1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給与月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの 諸手当の額を合計したものである。このうち、上段はこれらすべての諸手当込みのものであり、また 下段は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、通勤手当、特殊勤務手当等が含まれて いないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(4)職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区	分	上川町	王
	ח	初任給	初任給
一般行政職	大学卒	220,000円	220,000円
一页打」以明	高校卒	188,800円	188,800円

(5)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和7年4月1日現在)

区	分	経験年数7~10年	経験年数10~15年	経験年数15~20年
一般行政職	大学卒	288,500円	304,378円	324,275円
	高校卒	251,300円	274,700円	293,400円

(6)一般行政職の級別職員数の状況(令和7年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事補·主事·技師	15人	19.0%
2級	主事·技師	11人	13.9%
3級	主任·主査	22人	27.8%
4級	主査・副主幹	4人	5.1%
5級	副主幹•課長補佐•課長	14人	17.7%
6級	課長	13人	16.5%

(7)期末手当·勤勉手当及び退職手当の状況(令和6年度) 期末·勤勉手当

77个到他了二						
上 川 町	国					
(令和6年度の支給割合)	(令和6年度の支給割合)					
期末手当 2.5月分	期末手当 2.5月分					
勤勉手当 2.1月分	勤勉手当 2.1月分					
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)					
職制上の段階、職務の給等による加算措置 有	職制上の段階、職務の給等による加算措置 有					

退職手当

	上	Ш	町		玉	
(支給率)	自己都合		勧奨·定年	(支給率)	自己都合	勧奨•定年
勤続20年	19.669	5月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.039	5月分	33.270750月分	勤続25年	28.0395月分	33.270750月分
勤続35年	39.757	5月分	47.709000月分	勤続35年	39.7575月分	47.709000月分
最高限度額	47.7090	0月分	47.709000月分	最高限度額	47.7090月分	47.709000月分
その他の加算措置	定年前早	期退職特	持例措置2%~45%加算)	その他の加算措置	置 定年前早期退職特·	列措置2%~45%加算)
(退職時特別昇	給		無)	(退職時特別昇	7給	無)

(8)その他の職員手当の状況(令和7年4月1日現在)

区分	内容	
扶養手当	・配偶者、父母等 3,000 円 ・子 11,500 円 ・満16歳から満22歳までの子 5,000 円加算	
住宅手当	・自宅の場合 7,000円 ・借家の場合(家賃12,000円を超えるものに限る) 27,000円を上限に支給	
通勤手当	・交通機関利用者 55,000 円を上限に支給・自家用車等利用者(2km以上)2,000円 ~ 31,600円	
寒冷地手当	支給区分に応じて支給(年額)・扶養親族のある世帯主147,000 円・扶養親族のない世帯主81,000 円・その他の職員57,500 円	
管理職手当	・管理職又は監督の地位にある職員に支給 課長職等 45,000円 課長補佐職 34,000円	
特殊勤務手当	・特殊な業務に従事する職員に支給	
時間外手当	・正規の時間を超えて勤務することを命じられた職員に支給 支給実績(令和6年度一般会計決算) 職員1人当たり平均支給年額(令和6年度一般会計決算)	36,130 千円 452 千円

(9)特別職の報酬等の状況(令和7年4月1日現在)

(9)特別戦の報酬寺の仏派(ヤ州/平4月1日現在)					
区	分	給料月額等			
給	町長	745,000円			
料料	副町長	613,000円			
1 11	教育長	560,000円			
報	議長	278,000円			
酬	副議長	232,000円			
HIII	議員	200,000円			
	町長	(令和6年度支給割合)			
期	副町長	4.60月分			
末	教育長				
手当	議長	(令和6年度支給割合)			
当	副議長	4.60月分			
	議員				
		(算定方式)	(支給時期)		
退職	町長	給料月額×在職年数×5.126	任期毎に支給		
手当	副町長	給料月額×在職年数×3.234	任期毎に支給		
	教育長	給料月額×在職年数×2.838	任期毎に支給		

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況 (1)勤務時間の状況(令和7年4月1日現在)

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	週休日
38時間45分	8時30分	17時15分	12時から 13時まで	土曜日 日曜日

(2)年次休暇の状況(令和6年1月1日から令和6年12月31日)

総付与日数	総取得日数	対象職員数	平均取得日時数	消化率
Α	В	С	B/C	B/A
3,663日	1,142.2日	98人	11.7日	31.2%

(3)休暇等の種類(令和7年4月1日現在)

	接(节州/千千月/口坑仁/						
区分		内					
年次有給休暇	1暦年毎に20日と	1暦年毎に20日とし、20日を超えない範囲内の残日数を繰越すことができる。					
病気休暇	負傷又は疾病のた	傷又は疾病のため療養を要する場合、最小限必要と認められる期間					
特別休暇	結婚休暇	結婚休暇 5日以内					
(主なもの)	産前休暇	8週間以内(多胎妊	娠の場合14週)				
	産後休暇	8週間以内					
	配偶者出産休暇	3日以内					
	子の看護休暇	子が3歳以上 5日以内(子が2人以上の場合10日以内)					
		子が3歳未満 6日以内(子が2人以上の場合12日以内)					
	忌引休暇	職員の親族が死亡し	したとき				
		例:配偶者	10日以内				
		血族父母 7日以内					
	血族祖父母 3日以内など						
	夏季休暇 3日以内						
介護休暇	暇 負傷、疾病又は老齢により、2週間以上にわたり親族を介助しなければならないとき。 6月を限度として必要と認められる期間						
1 元 设 1 小収							

4 職員の分限及び懲戒処分の状況(令和6年度)

0.00000000000000000000000000000000000								
処分0	り種類	処分者数	内容					
Λ 70 hπ Λ		2 人	分限処分とは、公務能率の維持を目的にした処分で、勤務成績が良くない					
分限処分			場合、心身の故障のため職務の遂行に支障等がある場合、職務に必要な的確					
			性を欠く場合等の際に、職員に対して行われる処分です。					
	免職	0 人	懲戒処分とは、職員の義務違反に対する道義的な責任を問い、秩序維持を					
	停職	0 人	図ることを目的にした制裁的な処分で、地方公務員法など又は条例規則、規程に					
懲戒処分	減給	0 人	違反し又は職務を怠った場合の際に、職員に対し行われる処分です。					
	戒告	2 人						
	訓告等	5 人						

5 職員の研修及び勤務成績の評定の状況 (1)研修の状況(令和6年度)

(町内・町外)

研 修 名	場所	日 数	人数
管理能力	札幌市	2 日	1 人
接遇ステップアップ講座(ビジネスマナーはじめの一歩編)	旭川市	1 日	2 人
文書作成能力向上	札幌市	2 日	1 人
窓口応対マナー	札幌市	2 日	1 人
甲種防火管理新規講習	札幌市	2 日	2 人
指導能力	札幌市	2 日	1 人
メンタルヘルスセミナー	旭川市	1 日	3 人
上川管内町村職員基礎研修会	美瑛町	3 日	3 人
政策形成基礎講座	WEB	2 日	1 人
上川管内町村職員初級研修会	美瑛町	3 日	5 人
町村職員法務研修(基礎編)	東神楽町・WEB	2 日	5 人
上川管内町村職員中級研修会	美瑛町	3 日	3 人
上川地区法務実務入門研修	旭川市	1 日	2 人
自治体の契約事務	札幌市	2 日	1 人
接遇ステップアップ研修(クレーム対応・上手な怒られ方編)	旭川市	1 日	1 人
情報発信能力向上	WEB	2 日	1 人

(道外)

研	修	内	容	場所	日	数	人	数
令和6年度上川管内	職員合同社	?察研修		長崎県、熊本県	4	日	1	人
上川町まちづくり研修	\$			東京都	3	日	2	人
上川町まちづくり研修	\$			島根県	4	日	2	人

(職場内)

研 修 名	講師	開催	闺月	人数	
新規採用職員研修	総務課長他	4	月	4	人
若手職員基礎研修	地域魅力創造課地域魅力創造グル— プ企画担当 他	9	月	27	人
財政研修会(補正予算緒入力方法について)	総務課総務財政グループ 伊藤主事	9	月	10	人
カスタマーハラスメント研修	株式会社ぎょうせい 橋本 泉 氏	2	月	48	人
リーダーが実践すべき「対話」研修(係長向け)	株式会社グッドパッチ 米田 真依 氏 KAMISORI WORX 吉本 健太 氏	3	月	18	人
メンタルヘルス研修会	リフレイム 河野 恵美 氏	3	月	23	人

6 職員の服務の状況

(1)職員の守るべき義務の概要

人事考課は該当なし

7 職員の福利及び利益の保護の状況

地方公務員法第30条は、服務の根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行にあたっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は、職員に対し、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(同法第32条)、信用失墜行為の禁止(同法第33条)、秘密を守る義務(同法34条)職務に専念する義務(同法第35条)、政治的行為の制限(同法第36条)、争議行為等の禁止(同法37条)営利企業等の従事制限(同法第38条)など、服務上の強い制約を課しています。

(2)公平委員会の状況(令和6年度)

(2/五十安貞云の状況(月和〇千茂)					
市町村職員共済組合	1短期給付事業(保健給付、休業給付、災害給付、附加給付など)				
	2長期給付事業(退職給付、障害給付、遺族給付など)				
3福祉事業(保健事業、貯金事業、貸付事業、物資事業など)					
市町村職員福祉協会	1福利厚生事業(入院見舞金、出産祝金、弔慰金、介護見舞金など)				
	2医療給付事業(退職後の医療費、死亡弔慰金など)				
	3貸付事業				
	4福祉年金事業				

区	分	件	数
勤務条件に関する措	置の要求	0件	
不利益処分に関する	不服申し立て	0件	